

2024年6月26日

～子どもへの性暴力をなくすために～

広島県教育委員会

特定非営利活動法人 虹色のたね
理事長 池畑 博美

自己紹介

大学卒業後、金融機関事務を経て退職後、法律を学び行政書士資格を取得。結婚出産を経て、1999年より人権啓発活動に関わる。

2004年、現認定NPO法人エンパワメントかながわの任意団体立ち上げから関わる。同団体での実績は、年間平均250回程度の研修を担当する傍ら、2011年からは事務局長、2012年より理事就任。組織基盤強化事業担当者として、NPOの組織運営全般業務を行う。

設立当初よりデートDV予防啓発事業部長として、デートDV予防プログラム開発に携わる。以降、中学生向けデートDV予防プログラム及び大学生向けプログラムの開発、実施者養成研修講師。2011年より、デートDV110番の相談員及び同養成講座講師。すきっぷ（子どもの護身法）プログラム開発。

2017年10月5日、今までのスキルと経験を活かし、誰もが安心して煌めくことができる社会を創成するため、特定非営利活動法人虹色のたね設立。同理事長就任。企業・専門家対象の暴力対応研修事業、性暴力をなくすための性教育事業、生きづらさを抱えた方の個別相談事業、NPOの立場からの非営利セクター支援事業を行う。

研修対象。児童、生徒、教職員、支援専門職、一般企業管理職、行政機関
研修実績約4000回、受講者は10万人を超える。

CAPスペシャリスト。女性の健康と安全のための支援教育センター 研修講座ABC修了、
アウェア デートDV防止プログラムファシリテーター、レジリエンス デートDV防止プログラムファ
シリテーター、びーらぶ(DVから逃れた母と子どものプログラム) インストラクター、メグ・ヒックリ
ング性の健康教育ファシリテーター、NLPマスタープラクティショナー、日本ファンドレイジング協
会 認定ファンドレイザー



性暴力とは何か



• 性犯罪と性暴力



• 性暴力の態様

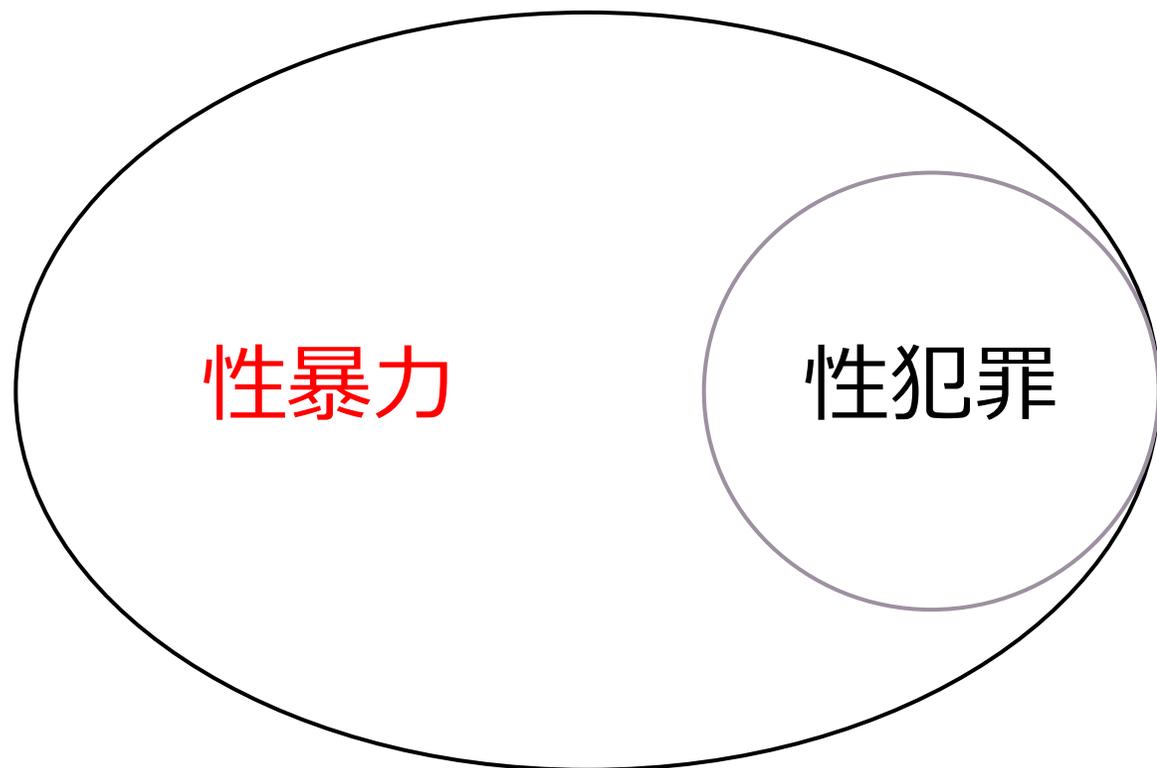


• 被害者になる理由



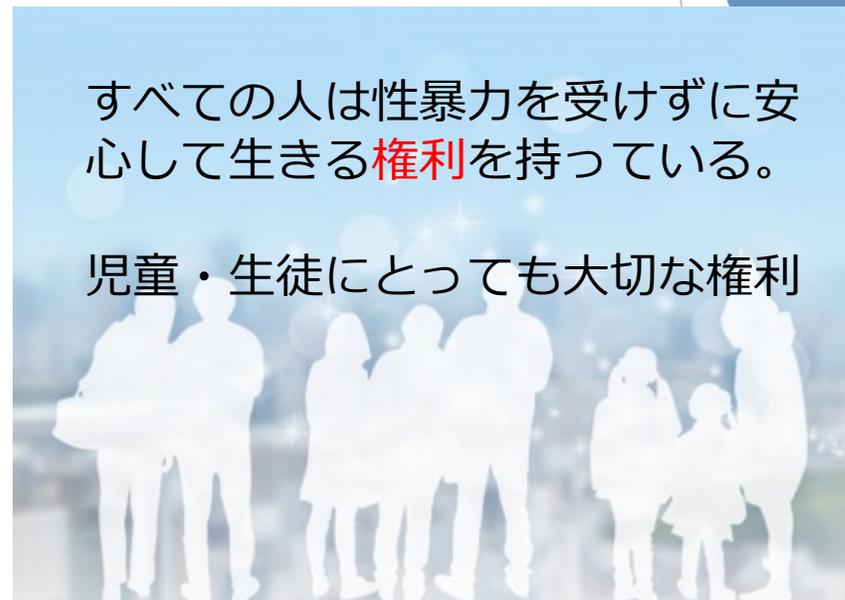
• 加害者について

性暴力とは



すべての人は性暴力を受けずに安心して生きる**権利**を持っている。

児童・生徒にとっても大切な権利



暴力的な行為を伴わなくても、人の**性的自己決定権**を無視して行われる性的な行為は全て性暴力。

性犯罪は、主に刑法や、関連法、条例等に規定されている犯罪行為を指す。

参考：**教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律**（2022.4.1 施行）

子どもへの性暴力防止に向けた取り組み

文部科学省

生命（いのち）の
安全教育推進事業

法務省

刑法等の改正
新法の制定

警察庁

STOP子どもの性被害

教育委員会

研修実施
(法律・課題理解・初期対応)

今後必要なこと

日本版DBS
包括的性教育の推進

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 概要

目的	児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とする。												
定義	「児童生徒性暴力等」に該当する行為として、現在の運用上、児童生徒等に対するわいせつ行為等として懲戒免職処分の対象となり得る行為を列挙。 (※刑事罰の対象とならない行為も含み、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。) 「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒・18歳未満の者をいう。												
禁止行為	教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。												
理念 責務等	◎基本理念 (施策の推進に当たっての基本的認識、児童生徒等の安心の確保、被害児童生徒等の保護、適正かつ厳格な懲戒処分等 等) ◎国等の責務 (国・地方公共団体・任命権者等・学校の設置者・学校・教育職員等) ◎法制上の措置等 について規定												
基本指針	文部科学大臣は、基本指針を策定。												
防止に関する措置	<table border="1"><tr><td>① 教育職員等に対する啓発</td><td rowspan="4">早期発見 対処に関する措置</td><td>① 早期発見のための措置</td></tr><tr><td>② 児童生徒等に対する啓発</td><td>② 学校への通報、警察署への通報等</td></tr><tr><td>③ データベースの整備等</td><td>③ 専門家の協力を得て行う調査</td></tr><tr><td>④ 児童生徒性暴力等対策連絡協議会</td><td>④ 児童生徒等の保護支援等</td></tr><tr><td></td><td></td><td>⑤ 教育職員等以外の学校で働く者の児童生徒性暴力等への対処</td></tr></table>	① 教育職員等に対する啓発	早期発見 対処に関する措置	① 早期発見のための措置	② 児童生徒等に対する啓発	② 学校への通報、警察署への通報等	③ データベースの整備等	③ 専門家の協力を得て行う調査	④ 児童生徒性暴力等対策連絡協議会	④ 児童生徒等の保護支援等			⑤ 教育職員等以外の学校で働く者の児童生徒性暴力等への対処
① 教育職員等に対する啓発	早期発見 対処に関する措置	① 早期発見のための措置											
② 児童生徒等に対する啓発		② 学校への通報、警察署への通報等											
③ データベースの整備等		③ 専門家の協力を得て行う調査											
④ 児童生徒性暴力等対策連絡協議会		④ 児童生徒等の保護支援等											
		⑤ 教育職員等以外の学校で働く者の児童生徒性暴力等への対処											
再免許の特例	◎児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等した者については、 <u>その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り</u> 、再免許を授与することができる。 ※ 児童生徒性暴力等を行ったことで免許失効等となった者は、現行の教育職員免許法の欠格期間経過後、上記の厳しいルールに基づき再免許授与の可否を判断。												
施行期日	◎一部の規定を除き、公布の日から起算して一年以内に施行												
検討	◎教育職員等以外の児童生徒と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止等の体制の在り方、児童生徒と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等について検討 ◎3年後の見直し												

参考：文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/content/210702-mxt_kyoikujinzai01-01584_2.pdf

防止

- 教育職員等、児童生徒等に対する啓発
- 特定免許状執行者等に関するデータベース活用義務
- 児童生徒性暴力等対策連絡協議会

早期発見

- 定期的な調査等の実施、相談体制の整備
- 相談を受けた者→学校、設置者→調査
- 学校→設置者→調査
- 児童生徒等の保護及び支援

犯罪の疑いがあれば、警察署に通報

対処

教育職員免許の特例

- 特定免許状失効者等に対する再授与
- 都道府県教育職員免許状再授与審査会

性犯罪に関する法律

レイプという性暴力に関する変遷

強姦罪

- 性交同意年齢 13歳
- 暴行脅迫要件
- 親告罪
- 被害者は女性

強制性交等罪

- 改正点
- 被害者は両性
- 口腔、肛門も含む
- 非親告罪

不同意性交等罪

- 性交同意年齢 16歳
- 同性愛者を含む
- 婚姻関係も含む
- 被害者の不同意、立場等による抑圧下において不同意の意思表示ができなかったときも含む

性犯罪の規定が2023年(令和5年)7月13日から変わります

法務省
MINISTRY OF JUSTICE



主なポイント

【1】 強制性交等罪は「不同意性交等罪」になります！

「暴行」・「脅迫」・「障害」・「アルコール」・「薬物」・「フリーズ」・「虐待」・「立場による影響力」などが原因となって、

同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態

Noと思うこと

Noと言うこと

Noをつらぬくこと

で、性交等やわいせつな行為をすると、
「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます。

【2】 性交同意年齢が「16歳未満」に引き上げられます！

16歳未満の子どもに対して、性交等やわいせつな行為をすると、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます(※)。

(※)相手が13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長のとき。

【3】 わいせつ目的での16歳未満の者への面会要求などは犯罪です！

16歳未満の子どもに対して、次の行為をすると、処罰されます。

- ① わいせつ目的で、うそをついたり金銭を渡すと言うなどして、会うことを要求する
- ② その要求の結果、わいせつ目的で会う
- ③ 性的な画像を撮影して送信することを要求する

【4】 性的な画像の盗撮は「撮影罪」です！

次の行為をすると、「撮影罪」・「提供罪」として処罰されます。

- ① 正当な理由なく、人の性的な部位・下着などをひそかに撮影する
- ② 正当な理由なく、16歳未満の子どもの性的な部位・下着などを撮影する
- ③ ①・②で撮影した画像を人に提供する

【5】 性犯罪の公訴時効期間が延長されました！

時効期間は、被害に遭った時(18歳未満の場合は18歳になった時)から、

- ① 不同意性交等致傷罪など…20年
- ② 不同意性交等罪など…15年

参考：法務省ホームページより

※時効の延長については6月23日から施行されています。

撮影罪について



【広島県条例】

「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」が一部改正されます。令和4年6月1日施行

盗撮として処罰される対象となる場所に、学校、事務所、タクシーなどの準公共空間、及び住居、浴場、更衣室、便所などの私的空間が追加されます。

盗撮する目的でスマホ等を設置したり、相手に向けた準備行為が処罰されることを明文化します。



広島県警察本部 一般財団法人 広島県警友会

広島県警察ホームページより抜粋
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police/meiboujyoureikaisei.html>

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的姿態等撮影罪など（新設） 2023年(令和5年)7月13日から施行

以下のいずれかの行為をした場合、性的姿態等撮影罪などが成立

- 性的姿態等撮影罪** 【3年以下の懲役又は300万円以下の罰金】
 - ① 正当な理由がないのに、ひそかに、「性的姿態等」(性的な部位、身に着けている下着、わいせつな行為・性交等がされている間における人の姿)を撮影
 - ② 不同意性交等罪に規定する①～⑧により、同意しない意思を形成、表明 又は 全うすることが困難な状態にさせ、又は 相手がそのような状態にあることに乗じて、「性的姿態等」を撮影
 - ③ 性的な行為ではないと誤信させたり、特定の者以外はその画像を見ないと誤信させて、又は 相手がそのような誤信をしていることに乗じて、「性的姿態等」を撮影
 - ④ 正当な理由がないのに、16歳未満の子どもの「性的姿態等」を撮影 (※)

(※) 相手が13歳以上16歳未満の子どものときは、行為者が5歳以上年長である場合
- 性的影像記録提供等罪**
 - ① **1** 又は **5** によって撮影・記録された性的姿態等の画像(「性的影像記録」)を特定・少数の者に提供 【3年以下の懲役又は300万円以下の罰金】
 - ② 「性的影像記録」を不特定・多数の者に提供又は公然と陳列 【5年以下の懲役又は500万円以下の罰金】
- 性的影像記録保管罪** 【2年以下の懲役又は200万円以下の罰金】
 - 提供又は公然陳列の目的で、「性的影像記録」を保管
- 性的姿態等影像送信罪** 【5年以下の懲役又は500万円以下の罰金】
 - 不特定・多数の者に、**1** の①～④と同様の方法で、「性的姿態等」の影像を送信(ライブストリーミング)
- 性的姿態等影像記録罪** 【3年以下の懲役又は300万円以下の罰金】
 - **1** の①～④と同様の方法で影像送信された「性的姿態等」の影像を、そのようなものであると知りながら、記録

法務省ホームページより抜粋
https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html#Q1-2

性的姿態等の画像などの複写物の没収（新設） 2023年(令和5年)7月13日から施行

刑罰(付加刑)として、以下の①や②の複写物の没収も可能となる(※)。
 (※) 原本は刑法によって没収可能

- 性的姿態等撮影罪又は性的姿態等影像記録罪の犯罪行為により生じた物
- いわゆるリベンジポルノ法違反の罪の犯罪行為を構成した物等

押収物に記録された性的な姿態の画像等の消去・廃棄（新設） 2024年(令和6年)6月20日から施行

検察官が保管する押収物に記録されている対象画像(※)について、行政手続として、その存在形態に応じて、それぞれ以下の①～③の措置をとることができる。

- 電磁的記録の対象画像 → 電磁的記録の消去又は押収物の廃棄
- それ以外の対象画像 → 押収物の廃棄
- いわゆるリモートアクセス捜査のアクセス先に残存する電磁的記録の対象画像 → 電磁的記録の消去命令

(※) 対象画像

- 性的姿態等撮影罪又は性的姿態等影像記録罪に当たる行為により生じたもの
- いわゆるリベンジポルノ法の画像
- 児童ポルノ

上記の措置をとるための手続保障として、以下のような規定が整備された。

- 対象画像の所有者等に対する聴聞の手続
- 対象画像以外の電磁的記録の複写・交付の手続
- 消去の決定等に対する不服申立ての手続 など

性暴力の態様



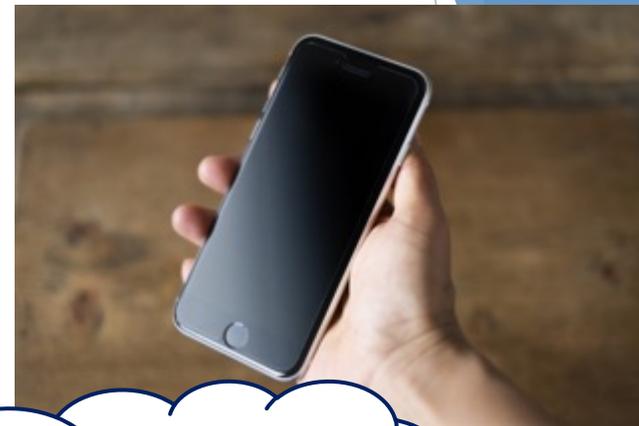
見られる
見せられる

性的な誘惑

同意のない
性行為

言葉・文字

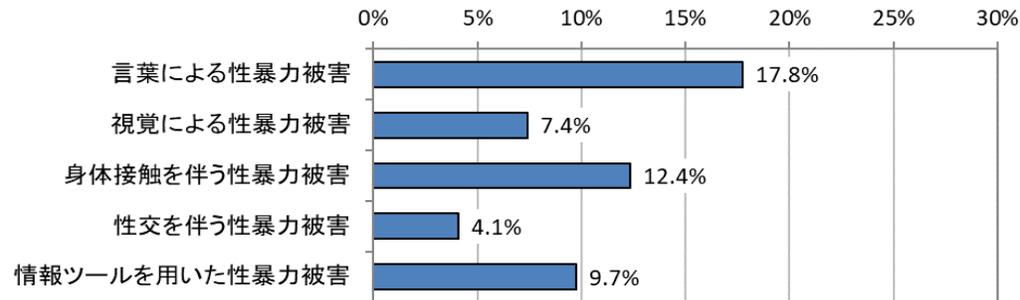
触る



子ども・若者の性暴力被害の状況 ①

若年層(16~24歳)のうち、4人に1人以上(26.4%)が何らかの性暴力被害に遭っている。
 若年層の12.4%(女性15.0%、男性5.1%)は、身体接触を伴う被害に、
 若年層の4.1%(女性4.7%、男性2.1%)は、性交を伴う被害に遭っている。

＜性暴力被害の遭遇率＞ (n=6, 224)



言葉による性暴力被害	言葉で性的に嫌がらせを受けた、体の特徴についてからかわれた、いやらしいことを言われた 等
視覚による性暴力被害	相手の裸や性器を見せられた 等
身体接触を伴う性暴力被害	体を触られた、抱きつかれた、キスをされた、相手の体を触らせられた、服を脱がされた・脱がせられた、性器を押し付けられた、体液をかけられた 等
性交を伴う性暴力被害	相手の身体の一部や異物を無理やり膣や口、肛門に挿入された、避妊なしに性交させられた 等
情報ツールを用いた性暴力被害	インターネット・携帯電話・スマホなどで性的に嫌な経験をした、見たくない画像や動画を見させられた、下着や裸を撮影された、下着姿や裸の写真を送るよう強要された、なりすました相手から性的な嫌がらせを受けた 等

＜身体接触を伴う性暴力被害の遭遇率＞

	16~19歳	20~24歳	計
女性	11.7% (167)	16.7% (460)	15.0% (627)
男性	3.5% (19)	5.8% (76)	5.1% (95)
その他・答えたくない	21.7% (18)	28.0% (30)	25.3% (48)
計	9.9% (204)	13.6% (566)	12.4% (770)

＜性交を伴う性暴力被害の遭遇率＞

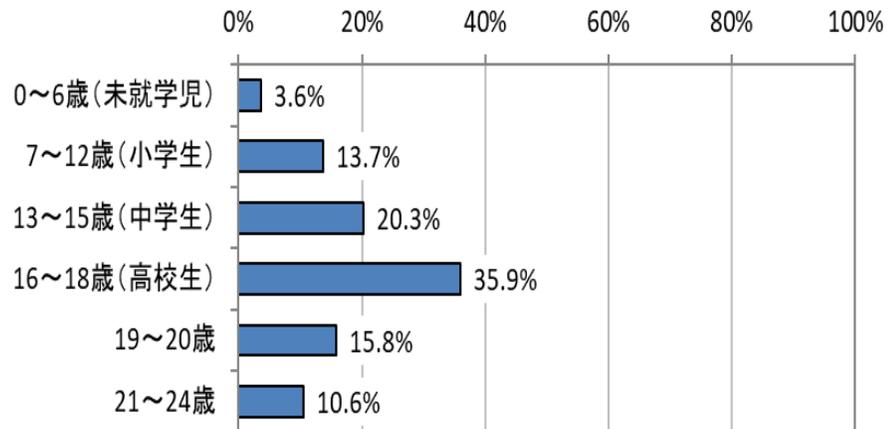
	16~19歳	20~24歳	計
女性	2.7% (39)	5.7% (158)	4.7% (197)
男性	0.5% (3)	2.7% (36)	2.1% (39)
その他・答えたくない	4.8% (4)	14.0% (15)	10.0% (19)
計	2.2% (46)	5.0% (209)	4.1% (255)

(注1) アンケートの回収率が全体で2.82%であって、任意の回答者(積極的に回答した方)の回答内容に基づくため、疫学的遭遇率を示すものではないことに留意が必要である。
 (注2) 上の表の「その他」には、「Xジェンダー・ノンバイナリー」とした回答者の回答を含む。

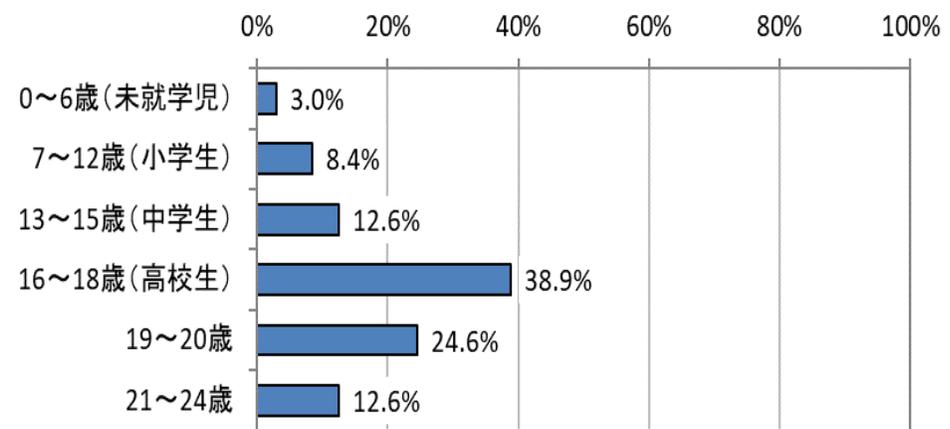
こども・若者の性暴力被害の状況 ②

身体接触や性交を伴う性暴力被害の経験のある若年層(16~24歳)では、16~18歳(高校生)の時に最初に被害に遭ったという人が最も多くなっている。

＜身体接触を伴う性暴力被害に最初に遭った年齢＞ (n=576)



＜性交を伴う性暴力被害に最初に遭った年齢＞ (n=167)

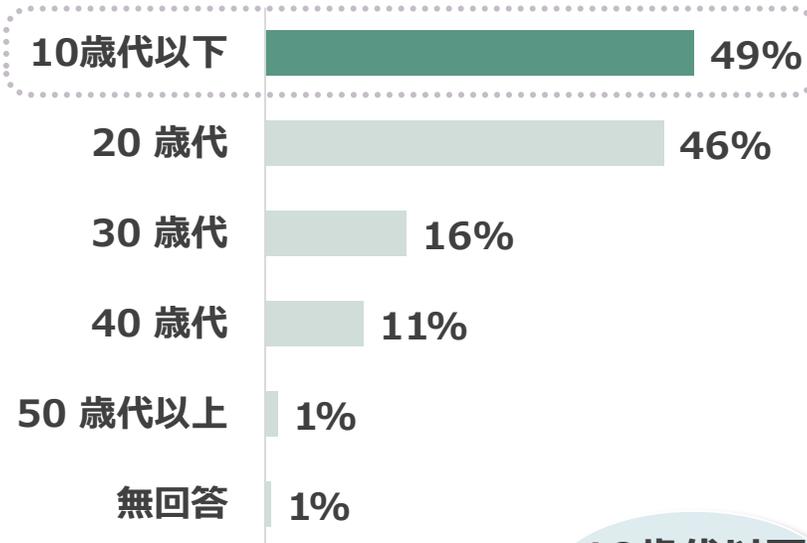


(注) 身体接触を伴う性暴力被害に遭った回答者の26.7%、性交を伴う性暴力被害に遭った回答者の17.4%は16~19歳であることに留意が必要である。

性暴力は身近なところで起こっています

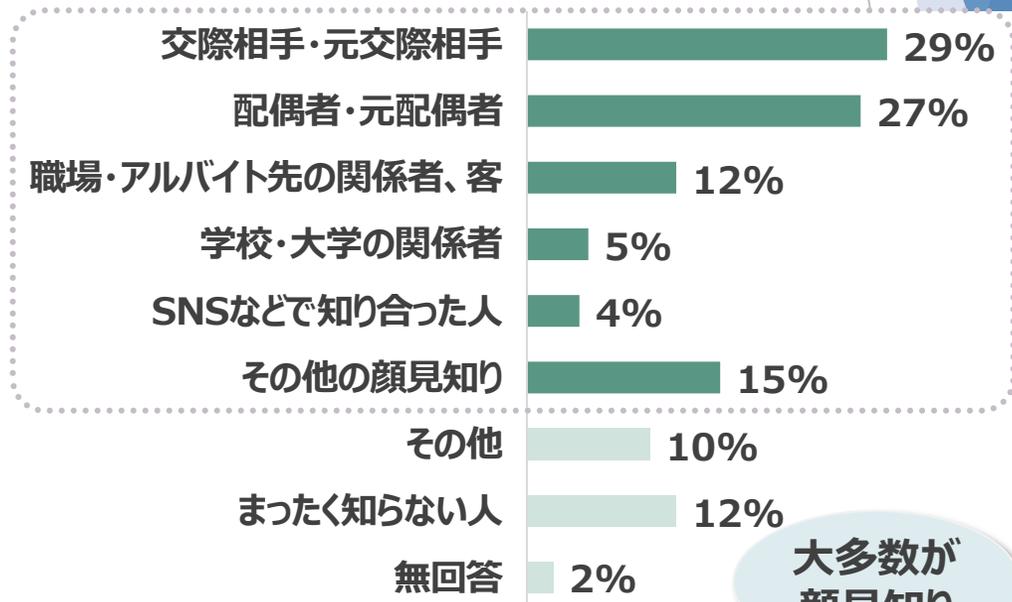
無理やり性交をされたことがある人のうち、被害にあった年齢は、**10歳代以下**も多くなっています。加害者との関係は、**面識のある人からの被害が大多数を占め**、まったく知らない人からの被害は12%です。

被害にあった時期



10歳代以下の被害も多い

加害者との関係



大多数が顔見知り

※小数点以下第1位を四捨五入
※複数回答可につき、合計が100%になりません
出所：内閣府男女共同参画局 男女間における暴力に関する調査（令和2年度調査）

被害者になる理由①

依存して生きている
→生まれながらに
力がある



正しい知識がない
→権利を持った大切な自分
心も体も守っていい



どこの誰に、どんなふうに
相談したらいいのかわからな
い
→信じて力になってくれる
人は必ずいる

被害者になる理由②

加害者との間に
力関係がある

加害者は性欲だけではなく
「**支配欲**」に基づいている
→力の圧倒的な差がある対象
を標的にする

繰り返し同じ対象に対し行為を**エスカレート**させる
→一度ではなく繰り返す場合、所有欲や飼育欲に基づく場合もある

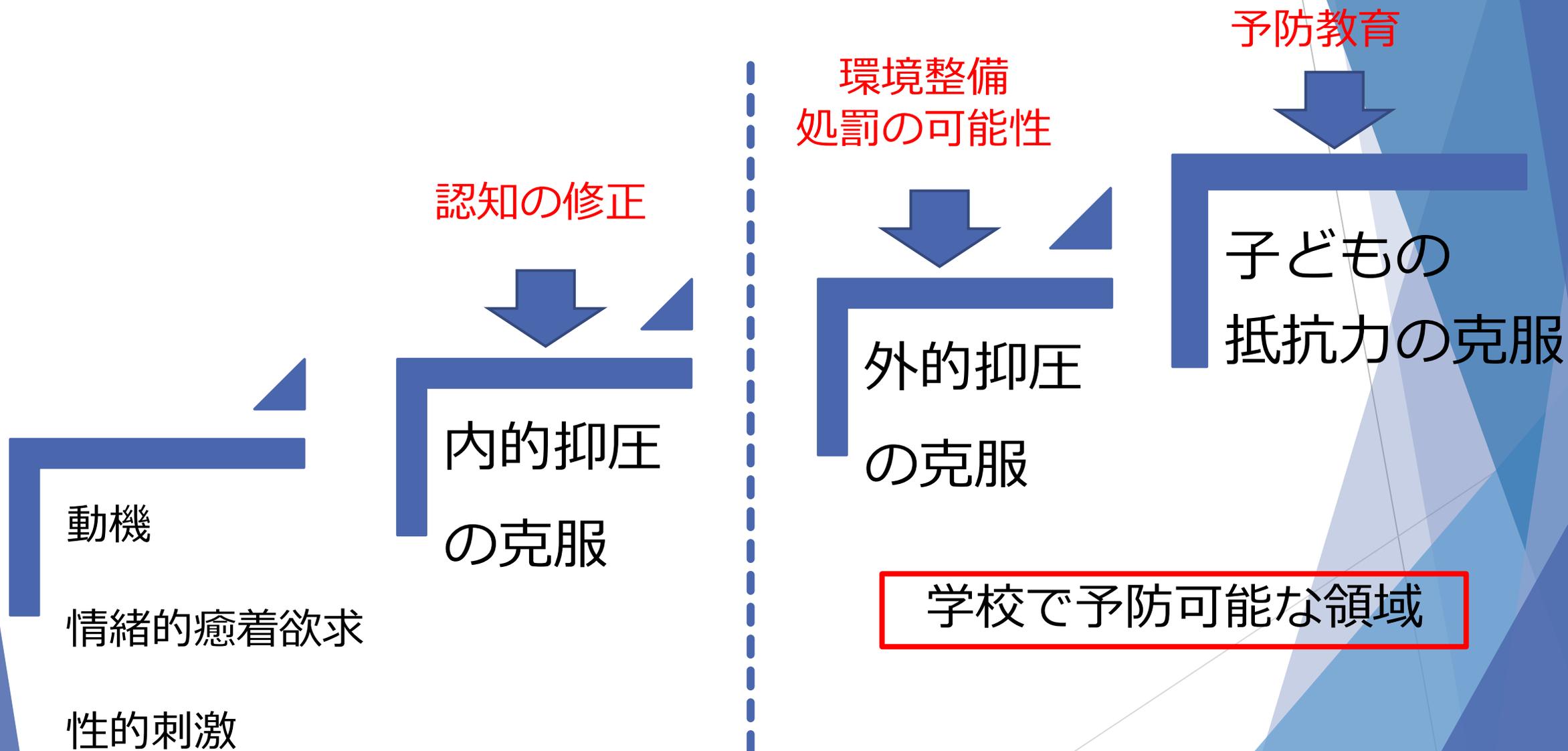


加害者からの**グルーミング**
→**信頼・依存・好意**が生まれる

秘密を強いることが容易
→罰として仕方がない、恥ずかしいこと、生活の基盤がなくなる（家庭、学校）



加害者が性暴力に至る過程



学校内における性暴力被害の予防

死角をなくす

(物理的・心理的)

教職員同士の連携

1対1を避ける

性暴力

児童・生徒への予防教育

相談しやすい環境作り

二次被害の防止

児童・生徒自身にできること



誰にも**性的自己決定権**がある。



プライベートゾーン
(水着で隠れるところと口)は、自分、医師、看護師以外が触ることは**ない**。

嫌だと感じたら**嫌だ**と**言**っていい。



嫌なことが起きているところからは**逃**げてもいい。



信頼できる人に**相**談して**も**いい。



性暴力被害相談に対する 初期対応



- 被害者の心理



- 具体的言葉がけ



- ロールプレイ演習



- チーム及び管理職としての対応

性暴力被害を受けた人の心理



恥ずかしい

自分が悪い

信じて
もらえない

自分に
何が起きたのか
わからない

怒られる

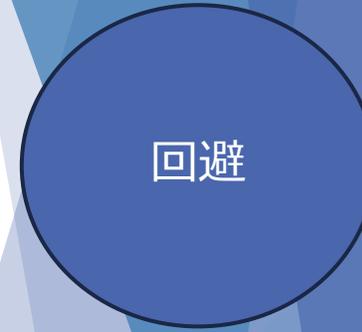
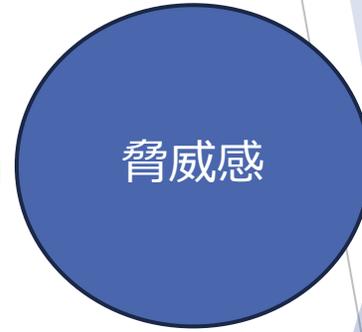
加害者が行う**グルーミング**によって
信頼関係の強化・依存心・好意（擬似恋愛）が生まれる



性暴力被害が心や身体に及ぼす影響



感情麻痺・不安定
絶望感、無気力、無力感
支配⇔非支配の関係
距離感の欠如
自己否定
他人への不信感



フラッシュバック
悪夢
無反応
不眠
拒食・過食
孤立する
依存症
自傷



性暴力被害を告白されたとき



よく話してくれたね

あなたの話を信じる

あなたは悪くない

本人の了解をとったうえで
関係機関と連携する



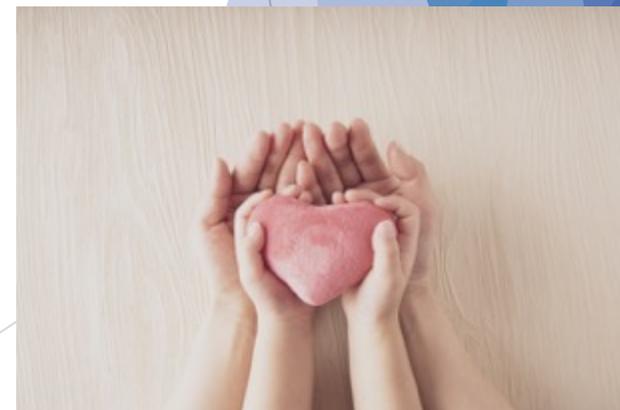
なんで嫌だと言わなかった

どうして抵抗しなかった

逃げられるはずだった

もっと早く話して欲しかった

嫌だと言えなくても、逃げられなくても性暴力被害を受けた人は悪くありません
その人の目を見て言ってください
話してくれて、ありがとう



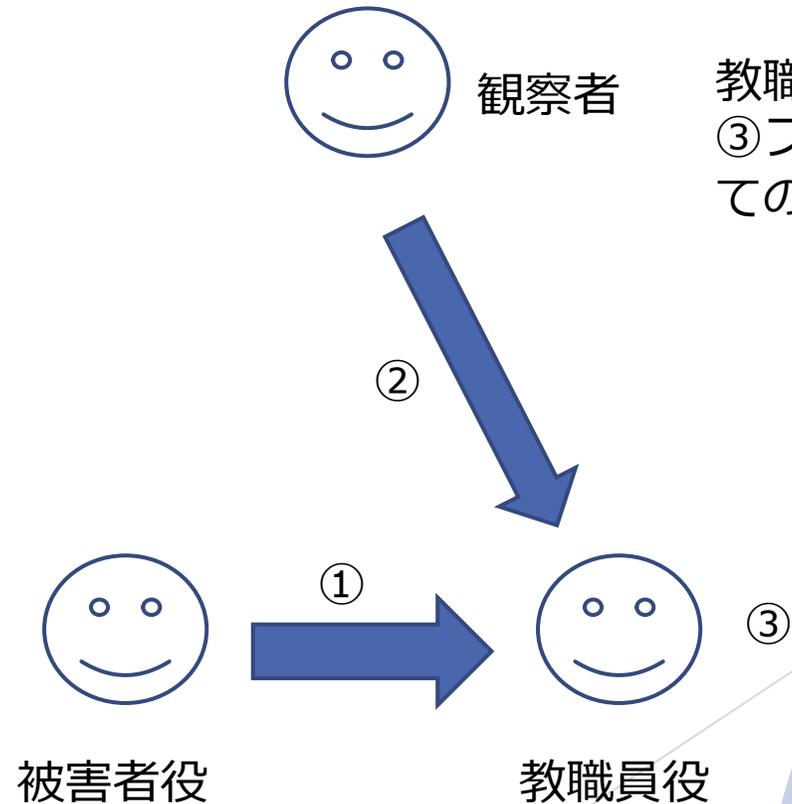
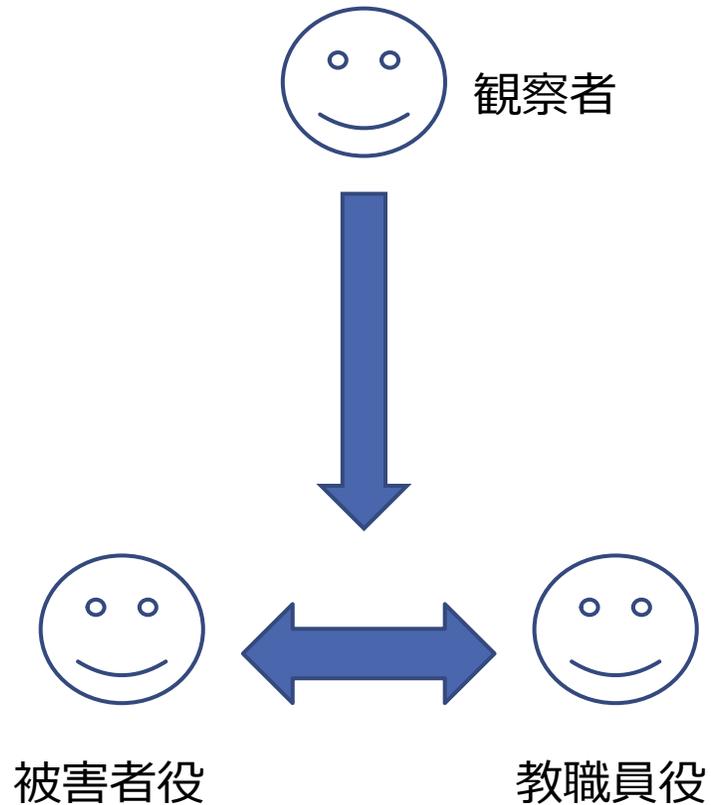
ロールプレイ演習

実施方法

- ▶ ① 3人組を作ります。
- ▶ ② 1、2、3と役割分担します。
- ▶ ③ 相談者となる人は、事例の中から一例を選んで相談します。

実施方法

- ①相談時間は2分から3分
- ②フィードバックと感想は1分



被害者役、観察者から
教職員役の方に

- ①良かったところ
- ②こうするとなお良かったと思うところ

教職員役の方から
③フィードバックを受けての感想

事例 1

親戚の家に遊びに行った時のことを相談したい。

生徒：こないだの日曜日に親戚の家に行ったんだけど。

先生：その時のことを話にきてくれたんだね。

生徒：うん、、、親戚のおじさんがいやらしい動画を見ようって誘ってきて、嫌だったんだけど、少し見たら気分が悪くなって。。。

事例 2

電車通学の生徒が相談にきた。

生徒：今日、登校途中でちょっと嫌なことがあって。

先生：どんなことがあったのかな。

生徒：乗り換えの駅の階段で、私たちにスマホをむけている人がいて、友達と撮られたらやばいよねって話していたんだけど。。。

事例 3

最近スマホを使い始めた生徒、話したいことがあると相談にきた。

生徒：先生、最近スマホ買ってもらったんだけど、SNSで仲良くなった人から変なこと言われてて。

先生：どんなことだろう、話してみてる？

生徒：自撮り写真を送って欲しいって言われて、どうしたらいいんだろうって悩んじゃって。。。

チーム及び管理職としての対応

二次被害を防ぐ

- プライバシー保護
- うわさ話への対応

安全確保

- 役割分担
- 環境整備→加害者との隔離→再被害・証拠隠滅を防ぐ

関係機関との
連携

- 教育委員会
- 児童相談所
- 性暴力被害対応の専門機関
- 警察

迅速な対応

児童・生徒の安全第一

予断を持たない

「誰に」「何を」を明確に